

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年8月25日提出
【計算期間】	U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） 第3 特定期間 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） 第3 特定期間 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） 第3期 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） 第3期 (自 2020年11月26日至 2021年5月25日)
【ファンド名】	U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、主として、大中華圏（中国・香港・マカオ等を含みます。）の企業等の発行するハイイールド債券（以下「中国ハイイールド債券」ということがあります。）に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） >

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債	年12回	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） >

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債	年6回 (隔月)	欧州		
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） >

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
		中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） >

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券[※]を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として米ドル建ての中国ハイイールド債券に投資を行います。一部人民元建ての債券、他の通貨建て債券にも投資を行います。
- ・中国ハイイールド債券の値上がり益と利息収入の追求を目指します。

※ハイイールド債券とは、格付機関における格付けの信用度がBBB-/Baa3未満、または格付けされていない事業債等のことをいいます。

2 決算頻度および為替ヘッジの有無が異なる4ファンドからお選びいただけます。

決算頻度

＜[毎月決算型・為替ヘッジあり]および[毎月決算型・為替ヘッジなし]＞

決算日：原則毎月25日(休業日の場合は翌営業日)

＜[年2回決算型・為替ヘッジあり]および[年2回決算型・為替ヘッジなし]＞

決算日：原則毎年5月25日および11月25日(休業日の場合は翌営業日)

※原則として、各ファンドの収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※詳しくは後記「分配方針」をご参照ください。

為替ヘッジの有無

＜[毎月決算型・為替ヘッジあり]および[年2回決算型・為替ヘッジあり]＞

- ・実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

＜[毎月決算型・為替ヘッジなし]および[年2回決算型・為替ヘッジなし]＞

- ・実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

※販売会社によっては上記4ファンドのいずれかの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、上記4ファンドの間のスイッチングを取扱う場合があります。

決算頻度 為替ヘッジの有無	毎月(年12回) (決算日：原則 毎月25日)	年2回 (決算日：原則 毎年5月25日 および11月25日)
対円で為替ヘッジを行います	UBS中国ハイイールド債券ファンド (毎月決算型・為替ヘッジあり)	UBS中国ハイイールド債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)
対円での為替ヘッジは行いません	UBS中国ハイイールド債券ファンド (毎月決算型・為替ヘッジなし)	UBS中国ハイイールド債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・当ファンドが投資を行うUBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンドの運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

◎ 中国ハイイールド債券について

・ハイイールド債券とは

格付機関における格付けの信用度がBBB－/Baa3未満、または格付けされていない事業債等のことをいいます。

■信用格付け

格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。

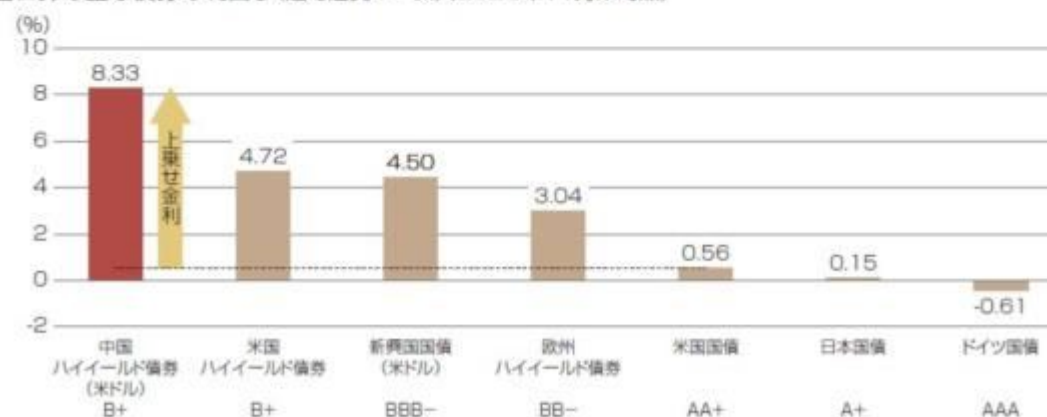
低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	S&Pグローバル・レーティング社	ムーディーズ社	信用リスク
投資適格債 (BBB－以上)	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa	低い
投資適格債未満 (BBB－未満)	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C	高い

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。

・中国ハイイールド債券の利回り

■世界の主な債券の利回り（建て通貨ベース）（2020年11月末時点）

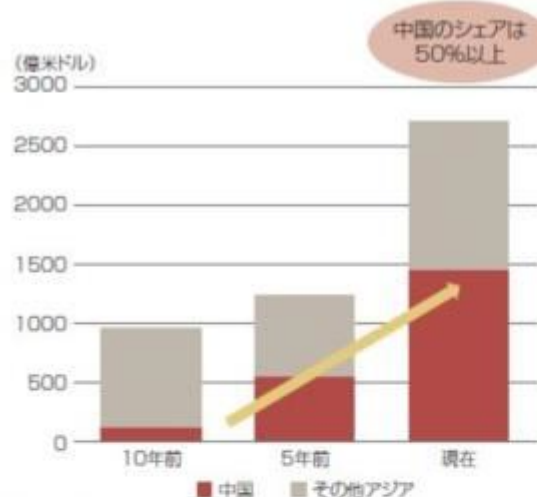


出所：リフィニティブ、RIMES

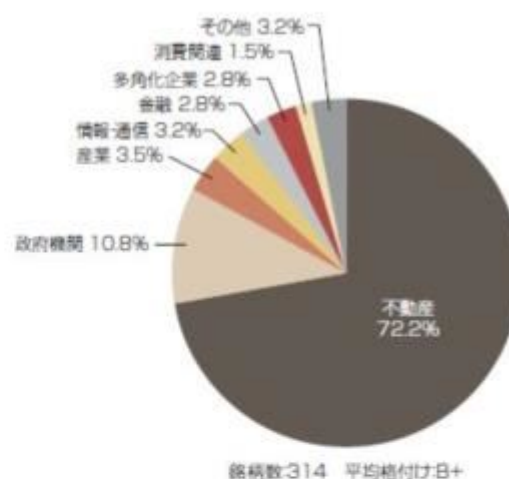
中国ハイイールド債券(米ドル)：JACI中国・ノン・インベストメント・グレード、米国/欧州ハイイールド債券：ICE BofAハイイールド・インデックス国・地域別インデックス、新興国国債(米ドル)：JPモルガンEMBIグローバル・インデックス、各国国債：FTSE世界国債インデックスの国・地域別インデックス 上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

・中国ハイイールド債券市場

■アジア・ハイイールド債券市場の時価総額推移と中国のシェア(2020年11月末現在)



■中国ハイイールド債券インデックスの業種別構成比(2020年11月末)



出所: リフィニティブ、JPモルガン

アジア・ハイイールド債券: JACIアジア・ハイイールド指数 中国ハイイールド債券シェアはJACIのデータを使用

◎運用プロセス

ボトムアップ・リサーチによるクレジット分析とトップダウン見通しを融合し、ポートフォリオを構築します。



上記はイメージです。
2020年11月末現在

トップダウン戦略

マクロ環境や市場動向の見通し等について検討・分析を行い、ポートフォリオ全体に関する投資戦略を策定

ボトムアップ・リサーチ

各セクターや個別企業について詳細なクレジット分析を行い、セクターや銘柄に関する具体的な投資戦略を策定

ポートフォリオ構築

トップダウン戦略及びボトムアップ・リサーチを融合し、質の高い売買執行を通じて最適なポートフォリオを構築

リスク分析とパフォーマンス評価

継続的なモニタリングを通じて、ポートフォリオのリスク及びパフォーマンス等について分析・評価・調整を実施

◎ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・UBS(HK)ファンド・シリーズ-チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



※「UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)」は「Class J JPY hedged-mdist」に、「UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)」は「Class J JPY-mdist」にそれぞれ投資を行います。

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS (HK) ファンド・シリーズ-チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)
形態	香港籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド売却申込の一部または全部の受付を行わない場合があります
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド

投資信託証券の名称	UBS 短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	直接投資は行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

[毎月決算の場合]

毎決算時(原則として毎月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[年2回決算の場合]

毎決算時(原則として毎年5月25日および11月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				分配金						分配金	

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

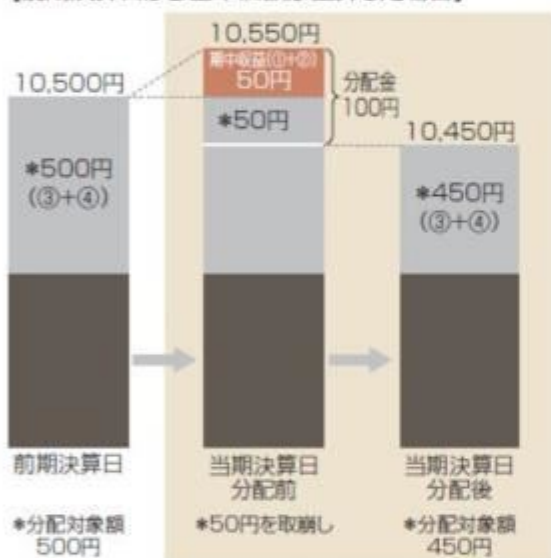
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



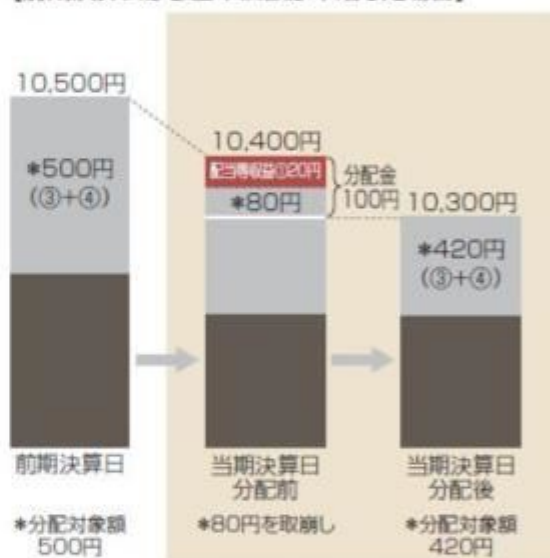
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

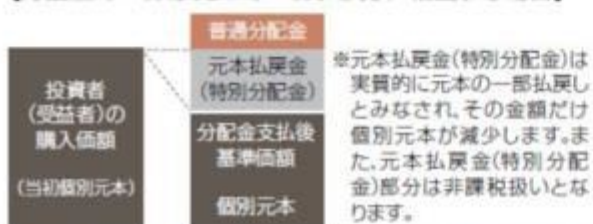


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

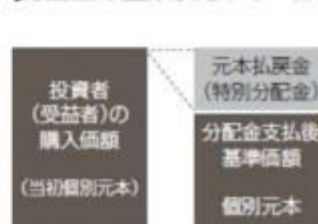
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

信託金限度額

- ・各ファンド毎に、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年11月29日

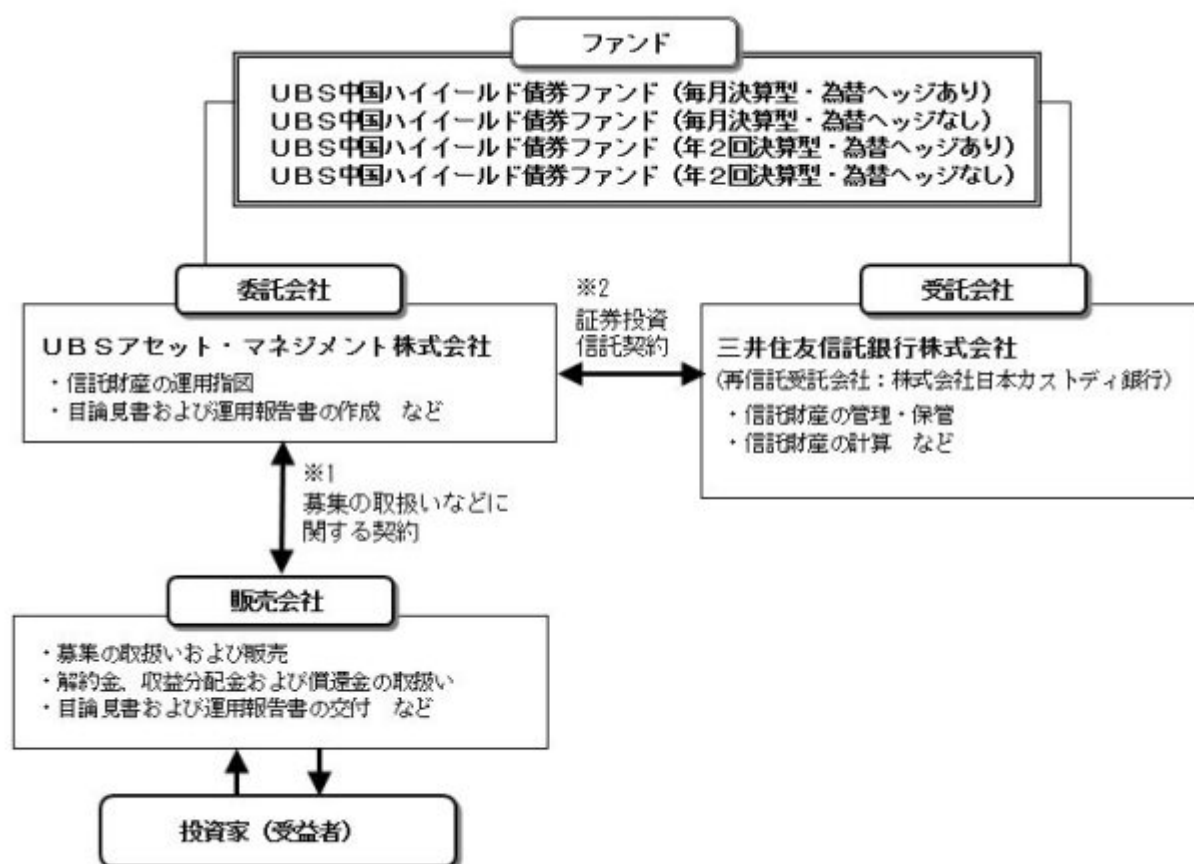
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2021年10月12日

・繰上償還（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・UBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

【ファンド・オブ・ファンズについて】

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



※「UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)」は「Class J JPY hedged-mdist」に、「UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)」は「Class J JPY-mdist」にそれぞれ投資を行います。

委託会社の概況（2021年5月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）>

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）>

指定外国投資信託および指定内国投資信託の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

主として指定外国投資信託証券への投資を通じて、大中華圏（中国・香港・マカオ等を含みます。）の企業等の発行するハイイールド債券に投資を行います。

指定外国投資信託証券への組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） >

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） >

指定外国投資信託および指定内国投資信託の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

主として指定外国投資信託証券への投資を通じて、大中華圏（中国・香港・マカオ等を含みます。）の企業等の発行するハイイールド債券に投資を行います。

指定外国投資信託証券への組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） >

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） >

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） >

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） >

外国投資信託であるUBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド（USD）（注）（以下「指定外国投資信託」ということがあります。）および国内投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」ということがあります。）の投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

１）特定資産

イ）有価証券

ロ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託であるUBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド（USD）（注）および国内投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１）短期社債等

２）コマーシャル・ペーパー

３）外国または外国のものの発行する証券または証書で、１）～２）の証券または証書の性質を有するもの

４）外国法人が発行する譲渡性預金証書

５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1）預金

2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3）コール・ローン

4）手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記（注）については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

（毎月決算型・為替ヘッジあり） （年2回決算型・為替ヘッジあり）	（毎月決算型・為替ヘッジなし） （年2回決算型・為替ヘッジなし）
Class J JPY hedged-mdist	Class J JPY-mdist

投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	UBS(HK)ファンド・シリーズ-チャイナ・ハイ・イールド・ボンド（USD）
ファンド形態	香港籍外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	大中華圏（中国・香港・マカオ等を含みます。）の企業等の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	大中華圏（中国・香港・マカオ等を含みます。）の企業等の発行するハイイールド債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンドの純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド売却申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド
管理報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.59%以内 信託財産留保額：なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。 その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

ファンド名	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内籍追加型株式投資信託

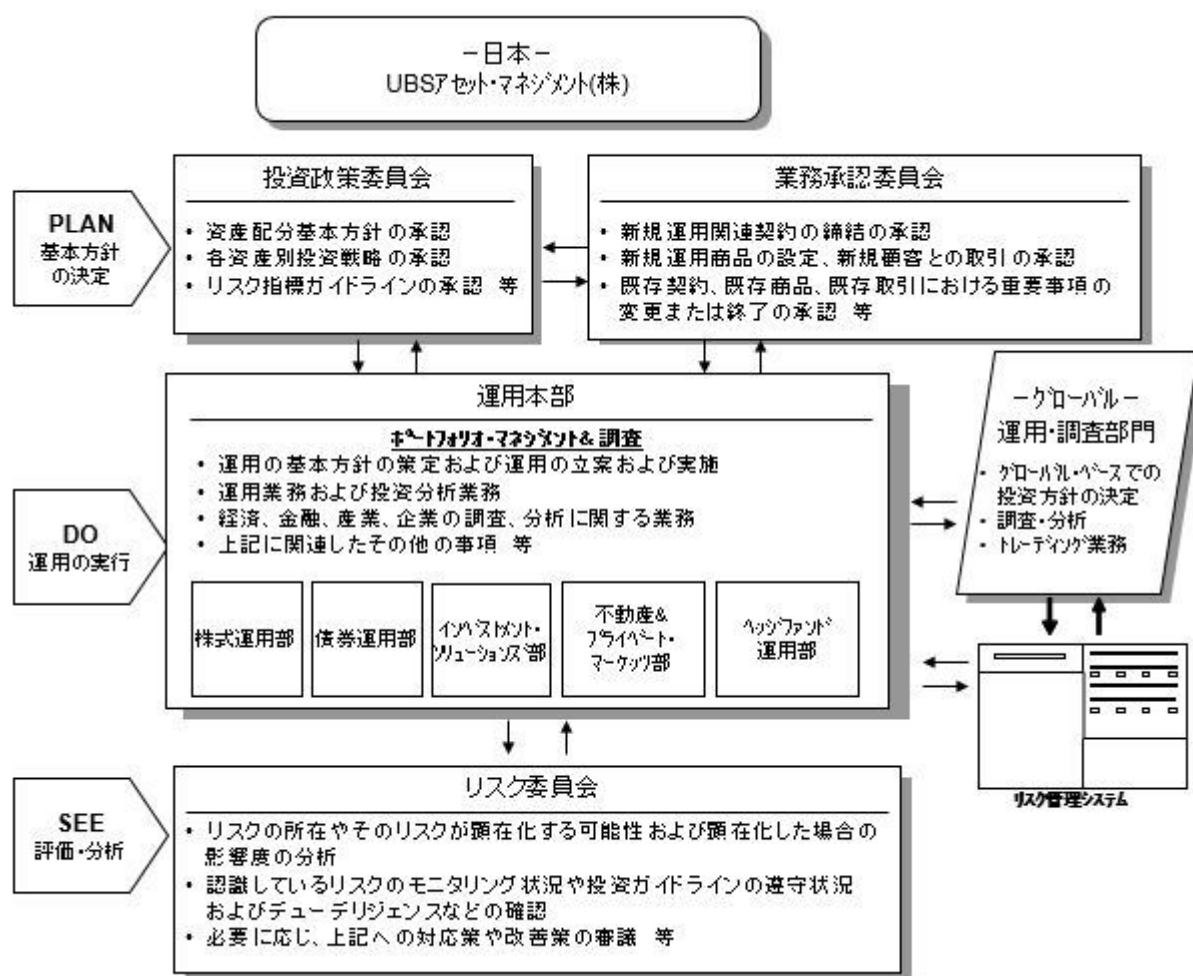
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
信託報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託報酬：年率0.044%（税抜年率0.04%） その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注 管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。
 上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規

定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更不要し終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の11名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2021年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） >

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） >

毎決算時（原則毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、上記1）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行

います。

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）>

毎決算時（原則毎年5月25日および11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2）収益分配金額は、上記1）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- 3）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）>

- 1）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2）株式への直接投資は行いません。
- 3）外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 6）デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 7）資金の借入

イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

1）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

公社債に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動（金利変動リスク）および発行体の信用力の変化（信用リスク）の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

なお、当ファンドが実質的に投資を行う中国ハイイールド債券は、格付けの高い債券に比べ、利回りが高い反面、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払い遅延および債務不履行が生じる可能性が高いと想定されます。また、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

為替変動リスク

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） >

< UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） >

実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

す。

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）>

実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他のリスク・留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資先外国投資信託における解約制限

投資先外国投資信託では、1日の解約額が投資先外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的リスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

（２）リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

上記体制は2021年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

本書提出日現在、取得申込みの受付は終了しております。上記は申込受付当時のものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.913%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.83%	0.20%	0.60%	0.03%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

（ご参考）

投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

UBS(HK)ファンド・シリーズ-チャイナ・ハイ・イールド・ボンド（USD）

管理報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率0.59%以内 信託財産留保額：なし 当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。 その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
-------	---

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

UBS 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託報酬：年率0.044%（税抜年率0.04%） その他費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等
-------	---

信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率0.59%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.913%（税抜年率0.83%））を加えた、受益者が負担する実質的な基本となる報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.503%程度となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

売買委託手数料

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁すること

ができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 および の1. から6. の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 および の1. から6. の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

投資対象となる投資信託証券において、実費としての諸費用がかかります。

「（4）その他の手数料等」の内、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用

になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

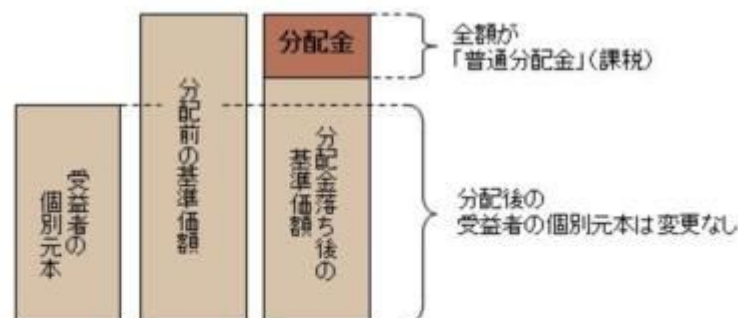
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

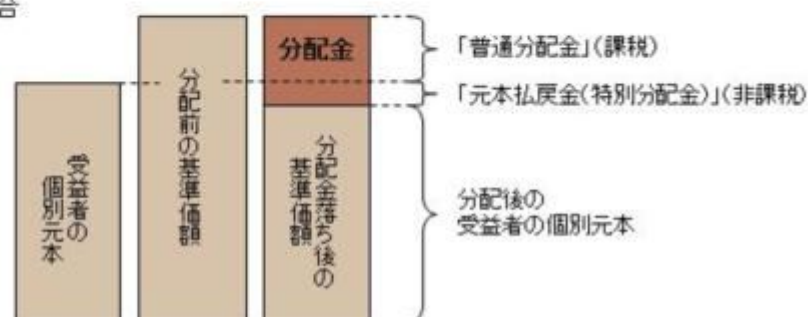
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年5月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めしま

す。

5【運用状況】

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2021年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	3,407,493	97.88
	日本	2,495	0.07
	小計	3,409,988	97.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	71,306	2.05
合計(純資産総額)		3,481,294	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
香港	投資信託受益 証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイ ナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY hedged-mdist	358.344	9,478.35	3,396,510	9,509	3,407,493	97.88
日本	投資信託受益 証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機 関投資家向け）	2,515	0.9923	2,495	0.9922	2,495	0.07

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.95
合計	97.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2020年 5月25日）	2	2	0.9690	0.9730
第2特定期間末（2020年11月25日）	3	3	0.9880	0.9920
第3特定期間末（2021年 5月25日）	3	3	0.9813	0.9853
2020年 5月末日	2	—	0.9634	—
6月末日	2	—	0.9759	—
7月末日	2	—	0.9810	—
8月末日	2	—	0.9882	—
9月末日	2	—	0.9740	—
10月末日	2	—	0.9737	—
11月末日	2	—	0.9866	—
12月末日	3	—	1.0000	—
2021年 1月末日	3	—	0.9954	—
2月末日	3	—	0.9926	—
3月末日	3	—	0.9764	—
4月末日	3	—	0.9793	—
5月末日	3	—	0.9843	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0160
第2特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	0.0240
第3特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	0.0240

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.5
第2特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	4.4
第3特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	1.8

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	3,099,059	115,228
第2特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	446,300	388,058
第3特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	1,113,539	651,915

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2021年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	4,038,256	97.13
	日本	2,495	0.06
	小計	4,040,751	97.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	116,840	2.81
合計(純資産総額)		4,157,591	100.00

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
香港	投資信託受益証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY-mdist	416.401	9,580	3,989,121	9,698	4,038,256	97.13
日本	投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	0.9923	2,495	0.9922	2,495	0.06

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	97.19
合計	97.19

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2020年 5月25日)	4	4	0.9630	0.9675
第2特定期間末 (2020年11月25日)	4	4	0.9529	0.9574
第3特定期間末 (2021年 5月25日)	4	4	0.9808	0.9853
2020年 5月末日	4	—	0.9559	—
6月末日	4	—	0.9692	—
7月末日	4	—	0.9515	—
8月末日	4	—	0.9599	—
9月末日	3	—	0.9492	—
10月末日	3	—	0.9399	—
11月末日	4	—	0.9458	—
12月末日	4	—	0.9554	—
2021年 1月末日	4	—	0.9572	—
2月末日	4	—	0.9713	—
3月末日	4	—	0.9903	—
4月末日	4	—	0.9810	—
5月末日	4	—	0.9923	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0180
第2特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	0.0270
第3特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	0.0270

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.9
第2特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	1.8
第3特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	5.8

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	6,286,654	1,577,872
第2特定期間	2020年 5月26日～2020年11月25日	352,782	801,993
第3特定期間	2020年11月26日～2021年 5月25日	426,584	519,939

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2021年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	9,707,928	98.58
	日本	2,495	0.03
	小計	9,710,423	98.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	136,956	1.39
合計（純資産総額）		9,847,379	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

香港	投資信託受益証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド (USD) - Class J JPY hedged-mdist	1,020.92	9,478.32	9,676,609	9,509	9,707,928	98.58
日本	投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	0.9923	2,495	0.9922	2,495	0.03

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.61
合計	98.61

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2020年 5月25日）	9	9	0.9844	0.9844
第2計算期間末（2020年11月25日）	9	9	1.0295	1.0295
第3計算期間末（2021年 5月25日）	9	9	1.0478	1.0478
2020年 5月末日	9	—	0.9788	—
6月末日	9	—	0.9958	—
7月末日	9	—	1.0054	—
8月末日	9	—	1.0171	—
9月末日	9	—	1.0065	—
10月末日	9	—	1.0104	—
11月末日	9	—	1.0281	—
12月末日	10	—	1.0463	—
2021年 1月末日	10	—	1.0458	—
2月末日	9	—	1.0469	—
3月末日	9	—	1.0338	—
4月末日	9	—	1.0414	—
5月末日	9	—	1.0509	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0000
第2期	2020年 5月26日～2020年11月25日	0.0000
第3期	2020年11月26日～2021年 5月25日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.6
第2期	2020年 5月26日～2020年11月25日	4.6
第3期	2020年11月26日～2021年 5月25日	1.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	10,341,185	583,483
第2期	2020年 5月26日～2020年11月25日	15,214	296,292
第3期	2020年11月26日～2021年 5月25日	878,468	985,277

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2021年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	7,778,232	99.29
	日本	2,495	0.03
	小計	7,780,727	99.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	53,351	0.68
合計（純資産総額）		7,834,078	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	投資信託受益 証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイ ナ・ハイ・イールド・ボンド (USD) - Class J JPY-mdist	802.045	9,580	7,683,591	9,698	7,778,232	99.29
日本	投資信託受益 証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機 関投資家向け）	2,515	0.9923	2,495	0.9922	2,495	0.03

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.32
合計	99.32

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年 5月25日)	4	4	0.9813	0.9813
第2計算期間末 (2020年11月25日)	7	7	0.9988	0.9988
第3計算期間末 (2021年 5月25日)	7	7	1.0578	1.0578
2020年 5月末日	4	—	0.9740	—
6月末日	4	—	0.9922	—
7月末日	5	—	0.9786	—
8月末日	6	—	0.9919	—
9月末日	6	—	0.9857	—
10月末日	7	—	0.9806	—

11月末日	7	—	0.9913	—
12月末日	6	—	1.0062	—
2021年 1月末日	6	—	1.0128	—
2月末日	6	—	1.0324	—
3月末日	7	—	1.0576	—
4月末日	7	—	1.0529	—
5月末日	7	—	1.0705	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0000
第2期	2020年 5月26日～2020年11月25日	0.0000
第3期	2020年11月26日～2021年 5月25日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.9
第2期	2020年 5月26日～2020年11月25日	1.8
第3期	2020年11月26日～2021年 5月25日	5.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	8,045,592	3,209,170
第2期	2020年 5月26日～2020年11月25日	2,780,478	245,666
第3期	2020年11月26日～2021年 5月25日	1,714,843	1,769,784

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

２【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が香港、シンガポール、英国もしくは米国の銀行の休業日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

なお、投資先外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの解約請求の一部または全部が行えなくなる場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消することができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

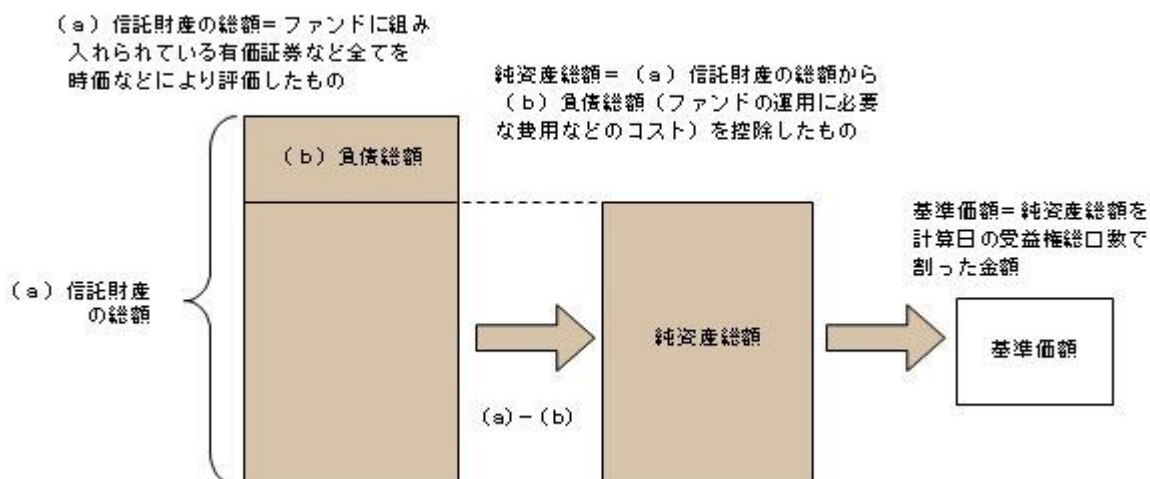
(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2029年11月26日までとします（2019年11月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。^(注)

（注）当ファンドは、繰上償還により2021年10月12日をもって信託期間が終了いたします。

(4) 【計算期間】

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）>

毎月26日から翌月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）>

<UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）>

毎年5月26日から11月25日まで、11月26日から翌年5月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 信託契約締結日より1年経過後（2020年11月29日以降）に信託財産の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しない事となる場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

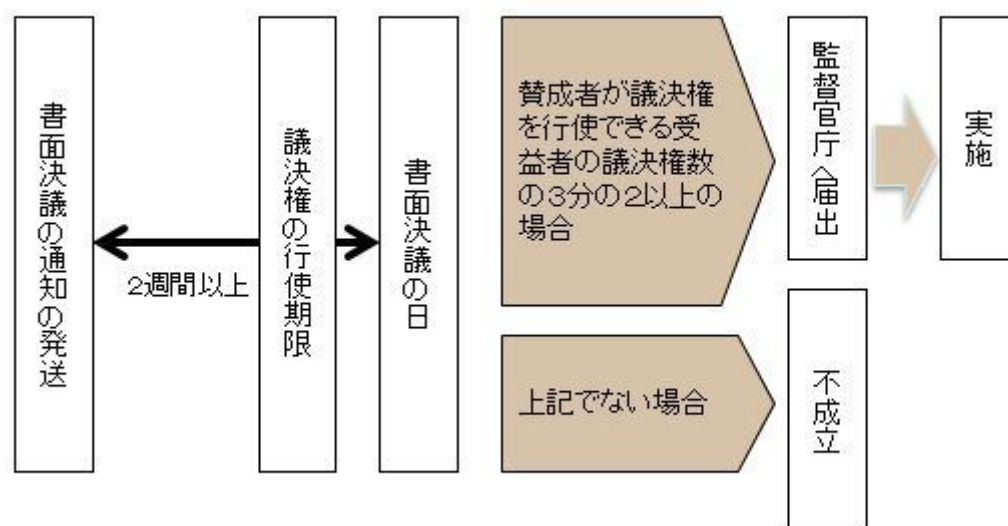
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものと併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）

UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2020年11月26日から2021年5月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）

UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2020年11月26日から2021年5月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	125,039	95,946
投資信託受益証券	2,910,389	3,359,005
流動資産合計	3,035,428	3,454,951
資産合計	3,035,428	3,454,951
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,168	14,014
未払解約金	15,351	3
未払受託者報酬	85	87
未払委託者報酬	2,118	2,361
その他未払費用	167	177
流動負債合計	29,889	16,642
負債合計	29,889	16,642
純資産の部		
元本等		
元本	3,042,073	3,503,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,534	65,388
（分配準備積立金）	71,492	89,878
元本等合計	3,005,539	3,438,309
純資産合計	3,005,539	3,438,309
負債純資産合計	3,035,428	3,454,951

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
営業収益		
受取配当金	117,557	127,321
有価証券売買等損益	20,270	61,384
営業収益合計	137,827	65,937
営業費用		
支払利息	1	2
受託者報酬	497	531
委託者報酬	12,517	14,032
その他費用	906	1,033
営業費用合計	13,921	15,598
営業利益又は営業損失（ ）	123,906	50,339
経常利益又は経常損失（ ）	123,906	50,339
当期純利益又は当期純損失（ ）	123,906	50,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	73	1,943
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	92,510	36,534
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,175	5,175
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,175	5,146
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	29
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,108	7,986
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	173
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,108	7,813
分配金	70,070	78,325
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	36,534	65,388

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	3,042,073口	3,503,697口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,534円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は65,388円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9880円 (9,880円)	0.9813円 (9,813円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日		当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日	
分配金の計算過程 自 2020年 5月26日 至 2020年 6月25日		分配金の計算過程 自 2020年11月26日 至 2020年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	18,131円	A 費用控除後の配当等収益額 19,006円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額	1,703円	C 収益調整金額 15,626円
D	分配準備積立金額	38,656円	D 分配準備積立金額 67,210円
E	当ファンドの分配対象収益額	58,490円	E 当ファンドの分配対象収益額 101,842円

F	10,000口当たり収益分配対象額	202円	F	10,000口当たり収益分配対象額	333円
G	10,000口当たり分配金額	40円	G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,558円	H	収益分配金金額	12,208円
	自 2020年 6月26日			自 2020年12月26日	
	至 2020年 7月27日			至 2021年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	16,949円	A	費用控除後の配当等収益額	17,002円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,961円	C	収益調整金額	17,931円
D	分配準備積立金額	43,015円	D	分配準備積立金額	71,394円
E	当ファンドの分配対象収益額	61,925円	E	当ファンドの分配対象収益額	106,327円
F	10,000口当たり収益分配対象額	223円	F	10,000口当たり収益分配対象額	350円
G	10,000口当たり分配金額	40円	G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,066円	H	収益分配金金額	12,119円
	自 2020年 7月28日			自 2021年 1月26日	
	至 2020年 8月25日			至 2021年 2月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	17,229円	A	費用控除後の配当等収益額	17,311円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	4,524円	C	収益調整金額	21,518円
D	分配準備積立金額	48,898円	D	分配準備積立金額	72,534円
E	当ファンドの分配対象収益額	70,651円	E	当ファンドの分配対象収益額	111,363円
F	10,000口当たり収益分配対象額	245円	F	10,000口当たり収益分配対象額	368円
G	10,000口当たり分配金額	40円	G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,520円	H	収益分配金金額	12,094円
	自 2020年 8月26日			自 2021年 2月26日	
	至 2020年 9月25日			至 2021年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	17,405円	A	費用控除後の配当等収益額	20,144円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,501円	C	収益調整金額	38,880円
D	分配準備積立金額	54,361円	D	分配準備積立金額	77,751円
E	当ファンドの分配対象収益額	78,267円	E	当ファンドの分配対象収益額	136,775円
F	10,000口当たり収益分配対象額	264円	F	10,000口当たり収益分配対象額	385円
G	10,000口当たり分配金額	40円	G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,821円	H	収益分配金金額	14,207円
	自 2020年 9月26日			自 2021年 3月26日	
	至 2020年10月26日			至 2021年 4月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	18,011円	A	費用控除後の配当等収益額	18,837円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	7,506円	C	収益調整金額	38,094円
D	分配準備積立金額	59,669円	D	分配準備積立金額	79,977円
E	当ファンドの分配対象収益額	85,186円	E	当ファンドの分配対象収益額	136,908円
F	10,000口当たり収益分配対象額	285円	F	10,000口当たり収益分配対象額	400円
G	10,000口当たり分配金額	40円	G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,937円	H	収益分配金金額	13,683円

自 2020年10月27日 至 2020年11月25日		自 2021年 4月27日 至 2021年 5月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	19,176円	A 費用控除後の配当等収益額	19,868円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	10,321円	C 収益調整金額	42,491円
D 分配準備積立金額	64,484円	D 分配準備積立金額	84,024円
E 当ファンドの分配対象収益額	93,981円	E 当ファンドの分配対象収益額	146,383円
F 10,000口当たり収益分配対象額	308円	F 10,000口当たり収益分配対象額	417円
G 10,000口当たり分配金額	40円	G 10,000口当たり分配金額	40円
H 収益分配金金額	12,168円	H 収益分配金金額	14,014円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期		当期	
	自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日		自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。		同左	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。		同左	

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	31,352	9,285
合計	31,352	9,285

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
元本の推移		
期首元本額	2,983,831円	3,042,073円
期中追加設定元本額	446,300円	1,113,539円
期中一部解約元本額	388,058円	651,915円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,495	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY hedged-mdist	354.137	3,356,510	
合 計		2,869.137	3,359,005	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	127,558	116,405
投資信託受益証券	3,954,264	3,991,616
流動資産合計	4,081,822	4,108,021
資産合計	4,081,822	4,108,021
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,168	18,747
未払解約金	306	-
未払受託者報酬	115	110
未払委託者報酬	2,864	2,845
その他未払費用	248	230
流動負債合計	22,701	21,932
負債合計	22,701	21,932
純資産の部		
元本等		
元本	4,259,571	4,166,216
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	200,450	80,127
（分配準備積立金）	145,932	162,119
元本等合計	4,059,121	4,086,089
純資産合計	4,059,121	4,086,089
負債純資産合計	4,081,822	4,108,021

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
営業収益		
受取配当金	170,106	160,287
有価証券売買等損益	73,592	87,352
営業収益合計	96,514	247,639
営業費用		
支払利息	6	4
受託者報酬	715	693
委託者報酬	18,261	17,675
その他費用	1,400	1,384
営業費用合計	20,382	19,756
営業利益又は営業損失（ ）	76,132	227,883
経常利益又は経常損失（ ）	76,132	227,883
当期純利益又は当期純損失（ ）	76,132	227,883
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,454	1,368
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	174,110	200,450
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,843	14,762
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,843	14,762
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,227	10,724
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,227	10,724
分配金	115,634	112,966
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	200,450	80,127

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	4,259,571口	4,166,216口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は200,450円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は80,127円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9529円 (9,529円)	0.9808円 (9,808円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日		当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日	
分配金の計算過程 自 2020年 5月26日 至 2020年 6月25日		分配金の計算過程 自 2020年11月26日 至 2020年12月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	27,277円	A 費用控除後の配当等収益額 24,592円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額	10,709円	C 収益調整金額 21,813円
D	分配準備積立金額	129,661円	D 分配準備積立金額 143,258円
E	当ファンドの分配対象収益額	167,647円	E 当ファンドの分配対象収益額 189,663円

F	10,000口当たり収益分配対象額	361円	F	10,000口当たり収益分配対象額	445円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	45円
H	収益分配金金額	20,861円	H	収益分配金金額	19,149円
	自 2020年 6月26日			自 2020年12月26日	
	至 2020年 7月27日			至 2021年 1月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	25,492円	A	費用控除後の配当等収益額	23,970円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	11,770円	C	収益調整金額	23,110円
D	分配準備積立金額	123,923円	D	分配準備積立金額	144,379円
E	当ファンドの分配対象収益額	161,185円	E	当ファンドの分配対象収益額	191,459円
F	10,000口当たり収益分配対象額	376円	F	10,000口当たり収益分配対象額	458円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	45円
H	収益分配金金額	19,266円	H	収益分配金金額	18,802円
	自 2020年 7月28日			自 2021年 1月26日	
	至 2020年 8月25日			至 2021年 2月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	24,335円	A	費用控除後の配当等収益額	25,304円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	13,160円	C	収益調整金額	24,473円
D	分配準備積立金額	125,794円	D	分配準備積立金額	149,541円
E	当ファンドの分配対象収益額	163,289円	E	当ファンドの分配対象収益額	199,318円
F	10,000口当たり収益分配対象額	389円	F	10,000口当たり収益分配対象額	473円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	45円
H	収益分配金金額	18,848円	H	収益分配金金額	18,945円
	自 2020年 8月26日			自 2021年 2月26日	
	至 2020年 9月25日			至 2021年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	24,172円	A	費用控除後の配当等収益額	25,568円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	14,417円	C	収益調整金額	25,551円
D	分配準備積立金額	128,741円	D	分配準備積立金額	152,340円
E	当ファンドの分配対象収益額	167,330円	E	当ファンドの分配対象収益額	203,459円
F	10,000口当たり収益分配対象額	403円	F	10,000口当たり収益分配対象額	490円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	45円
H	収益分配金金額	18,669円	H	収益分配金金額	18,679円
	自 2020年 9月26日			自 2021年 3月26日	
	至 2020年10月26日			至 2021年 4月26日	
A	費用控除後の配当等収益額	23,818円	A	費用控除後の配当等収益額	23,128円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	15,867円	C	収益調整金額	33,359円
D	分配準備積立金額	134,109円	D	分配準備積立金額	151,245円
E	当ファンドの分配対象収益額	173,794円	E	当ファンドの分配対象収益額	207,732円
F	10,000口当たり収益分配対象額	415円	F	10,000口当たり収益分配対象額	501円
G	10,000口当たり分配金額	45円	G	10,000口当たり分配金額	45円
H	収益分配金金額	18,822円	H	収益分配金金額	18,644円

自 2020年10月27日 至 2020年11月25日		自 2021年 4月27日 至 2021年 5月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	26,077円	A 費用控除後の配当等収益額	25,259円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	19,110円	C 収益調整金額	34,550円
D 分配準備積立金額	139,023円	D 分配準備積立金額	155,607円
E 当ファンドの分配対象収益額	184,210円	E 当ファンドの分配対象収益額	215,416円
F 10,000口当たり収益分配対象額	432円	F 10,000口当たり収益分配対象額	517円
G 10,000口当たり分配金額	45円	G 10,000口当たり分配金額	45円
H 収益分配金金額	19,168円	H 収益分配金金額	18,747円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期		当期	
	自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日		自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。		同左	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。		同左	

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引

	デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	同左
--	-------------------------------	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	38,268	34,453
合計	38,268	34,453

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
元本の推移		
期首元本額	4,708,782円	4,259,571円
期中追加設定元本額	352,782円	426,584円
期中一部解約元本額	801,993円	519,939円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,495	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド（USD） - Class J JPY-mdist	416.401	3,989,121	
合 計		2,931.401	3,991,616	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	197,102	286,517
投資信託受益証券	9,607,511	9,579,104
流動資産合計	9,804,613	9,865,621
資産合計	9,804,613	9,865,621
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,633	1,625
未払委託者報酬	42,938	42,963
その他未払費用	3,450	3,676
流動負債合計	48,021	48,264
負債合計	48,021	48,264
純資産の部		
元本等		
元本	9,476,624	9,369,815
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	279,968	447,542
（分配準備積立金）	590,435	866,576
元本等合計	9,756,592	9,817,357
純資産合計	9,756,592	9,817,357
負債純資産合計	9,804,613	9,865,621

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
営業収益		
受取配当金	404,556	390,781
有価証券売買等損益	77,356	168,407
営業収益合計	481,912	222,374
営業費用		
支払利息	7	24
受託者報酬	1,633	1,625
委託者報酬	42,938	42,963
その他費用	3,450	3,676
営業費用合計	48,028	48,288
営業利益又は営業損失（ ）	433,884	174,086
経常利益又は経常損失（ ）	433,884	174,086
当期純利益又は当期純損失（ ）	433,884	174,086
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,819	17,634
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	151,773	279,968
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,676	41,325
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,603	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73	41,325
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	30,203
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	30,203
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	279,968	447,542

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	9,476,624口	9,369,815口
2.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0295円 (10,295円)	1.0478円 (10,478円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日		当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 358,989円	A	費用控除後の配当等収益額 333,512円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 31,623円	C	収益調整金額 89,417円
D	分配準備積立金額 231,446円	D	分配準備積立金額 533,064円
E	当ファンドの分配対象収益額 622,058円	E	当ファンドの分配対象収益額 955,993円
F	10,000口当たり収益分配対象額 656円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,020円
G	10,000口当たり分配金額 0円	G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円	H	収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	77,537	177,691
合計	77,537	177,691

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
元本の推移		
期首元本額	9,757,702円	9,476,624円
期中追加設定元本額	15,214円	878,468円
期中一部解約元本額	296,292円	985,277円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,495	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY hedged-mdist	1,010.404	9,576,609	
合計		3,525.404	9,579,104	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	205,664	88,201
投資信託受益証券	7,187,062	7,686,086
流動資産合計	7,392,726	7,774,287
資産合計	7,392,726	7,774,287
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	985	1,182
未払委託者報酬	26,971	31,423
その他未払費用	2,092	2,634
流動負債合計	30,048	35,239
負債合計	30,048	35,239
純資産の部		
元本等		
元本	7,371,234	7,316,293
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,556	422,755
（分配準備積立金）	335,365	511,546
元本等合計	7,362,678	7,739,048
純資産合計	7,362,678	7,739,048
負債純資産合計	7,392,726	7,774,287

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
営業収益		
受取配当金	253,941	284,804
有価証券売買等損益	105,022	159,024
営業収益合計	148,919	443,828
営業費用		
支払利息	18	18
受託者報酬	985	1,182
委託者報酬	26,971	31,423
その他費用	2,092	2,634
営業費用合計	30,066	35,257
営業利益又は営業損失（ ）	118,853	408,571
経常利益又は経常損失（ ）	118,853	408,571
当期純利益又は当期純損失（ ）	118,853	408,571
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,815	24,298
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	90,353	8,556
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,457	47,038
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,457	573
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	46,465
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,698	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,698	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,556	422,755

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	7,371,234口	7,316,293口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,556円です。	-
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9988円 (9,988円)	1.0578円 (10,578円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日		当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 221,464円	A	費用控除後の配当等収益額 251,301円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 128,074円	C	収益調整金額 223,335円
D	分配準備積立金額 113,901円	D	分配準備積立金額 260,245円
E	当ファンドの分配対象収益額 463,439円	E	当ファンドの分配対象収益額 734,881円
F	10,000口当たり収益分配対象額 628円	F	10,000口当たり収益分配対象額 1,004円
G	10,000口当たり分配金額 0円	G	10,000口当たり分配金額 0円

H 収益分配金金額	0円	H 収益分配金金額	0円
-----------	----	-----------	----

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2020年11月25日現在	当期 2021年 5月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	104,920	151,045
合計	104,920	151,045

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2020年 5月26日 至 2020年11月25日	当期 自 2020年11月26日 至 2021年 5月25日
元本の推移		
期首元本額	4,836,422円	7,371,234円
期中追加設定元本額	2,780,478円	1,714,843円
期中一部解約元本額	245,666円	1,769,784円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,495	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY-mdist	802.045	7,683,591	
合計		3,317.045	7,686,086	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「UBS中国ハイイールド債券ファンド」の各ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびに香港籍円建て外国投資信託「UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびに香港籍円建て外国投資信託「UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第6期決算日（2020年9月17日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	自 2019年 9月18日 至 2020年 9月17日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	8,718
受託者報酬	2,682
委託者報酬	987
その他費用	163
営業費用合計	12,550
営業利益又は営業損失()	12,550
経常利益又は経常損失()	12,550
当期純利益又は当期純損失()	12,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,510
期首剰余金又は期首欠損金()	62,710
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,230
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	96,230
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,694
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,694
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	47,214

* 組入資産明細表 * (2020年9月17日現在)

2020年9月17日現在、UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）における組入資産はありません。

香港籍外国投資信託 UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)の運用状況

当ファンドは、「UBS中国ハイイールド債券ファンド」の各ファンドが投資対象とする外国投資証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益およびその他包括利益計算書、投資資産明細表は、2019年12月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益およびその他包括利益計算書

計算期間終了日 2019年12月31日

収益
投資に係る受取利息

米ドル

6,415,542

銀行預金に係る受取利息	53,175
損益を通じた金融資産および負債の公正価値の純変動額	6,981,854
為替差額	39,856
収益合計	13,490,427
費用	
監査報酬	13,860
弁護士および専門家報酬	39,387
運用管理報酬	1,274,241
登録費用	5,500
信託報酬	91,797
保管費用および銀行手数料	13,995
当座借越等に係る支払利息	327
その他費用	19,830
費用合計	1,458,937
当期純（損）益および包括利益	12,031,490

2019年12月31日現在の投資資産明細表

銘柄	保有額面	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
損益による公正価値の金融資産			
上場債券			
AGILE GROUP HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 5.125% 14AUG2022	400,000	404,015	0.39
AGILE GROUP HOLDINGS LTD (REGS) 9.5% 23NOV2020	850,000	888,499	0.85
CAR INC (REG) (REGS) 6% 11FEB2021	900,000	837,587	0.80
CENTRAL CHN REAL ESTATE (REG S) 6.75% 08NOV2021	1,700,000	1,696,852	1.62
CENTRAL CHN REAL ESTATE (REG) (REG S) 7.25% 24APR2023	1,825,000	1,831,050	1.75
CENTRAL CHN REAL ESTATE (REG) (REGS) 6.5% 05MAR2021	1,000,000	999,440	0.95
CHINA AOYUAN GROUP LTD 5.375% 13SEP2022	1,700,000	1,697,248	1.62
CHINA EVERGRANDE GROUP (REG) (REG S) 10% 11APR2023	2,000,000	1,899,250	1.81
CHINA EVERGRANDE GROUP (REG) (REG S) 6.25% 28JUN2021	1,250,000	1,180,536	1.13
CHINA EVERGRANDE GROUP (REG) (REG S) 7.5% 28JUN2023	325,000	283,483	0.27
CHINA EVERGRANDE GROUP (REG) (REG S) 8.25% 23MAR2022	1,250,000	1,174,277	1.12
CHINA EVERGRANDE GROUP SER EMTN (REG) (REG S) 9.5% 29MAR2024	1,500,000	1,368,097	1.30
CHINA SCE GRP HLDGS LTD (REG) (REG S) 7.45% 17APR2021	500,000	511,741	0.49
CHINA SCE GRP HLDGS LTD (REG) (REG S) 8.75% 15JAN2021	725,000	749,356	0.71
CHINA SOUTH CITY HOLDING (REG) (REG S) 7.25% 25JAN2021	1,500,000	1,423,993	1.36
CHINALCO CAP 4.25% 21APR2022	500,000	507,850	0.48
CHN AOYUAN PROPERTY GRP 6.35% 11JAN2020	400,000	399,845	0.38
CIFI HOLDINGS GROUP (REG S) VAR PERP 29DEC2049	2,250,000	2,172,312	2.07
CIFI HOLDINGS GROUP (REG) (REG S) 6.875% 23APR2021	375,000	384,329	0.37
CONCORD NEW ENERGY GRP (REG) (REG S) 7.9% 23JAN2021	465,000	474,224	0.45
COUNTRY GARDEN HLDG CO (REG) (REGS) 7.5% 09MAR2020	2,100,000	2,114,129	2.02
COUNTRY GARDEN HLDGS (REG) (REG S) 6.15% 17SEP2025	525,000	550,282	0.52
COUNTRY GARDEN HLDGS 5.625% 15DEC2026	400,000	411,352	0.39
DR PENG HOLDING HONGKONG (REG) (REG S) 5.05% 01JUN2020	600,000	386,371	0.37
EASY TACTIC LTD (REG) (REG S) 8.125% 11JUL2024	325,000	331,050	0.32
EASY TACTIC LTD 5.75% 13JAN2022	1,950,000	1,930,952	1.84
EH CAR SERVICES LTD (REG S) 5.875% 14AUG2022	1,200,000	1,050,181	1.00
ESTATE SKY LTD (REG) (REG S) VAR PERP 29DEC2049	1,950,000	1,798,875	1.71
FANTASIA HOLDINGS GROUP (REG) (REG S) 7.375% 04OCT2021	1,950,000	1,909,149	1.82
FANTASIA HOLDINGS GROUP SER REGS (REG) (REG S) 8.375% 08MAR2021	1,000,000	1,008,721	0.96
FORTUNE STAR BVI LTD (REG) (REG S) 5.25% 23MAR2022	1,300,000	1,306,215	1.25
FORTUNE STAR BVI LTD (REG) (REG S) 6.875% 31JAN2021	725,000	741,560	0.71
FRANSHION BRILLIANT LTD VAR 29DEC2049	1,400,000	1,393,463	1.33
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP SER REGS 4.625% 21MAY2023	1,475,000	1,453,487	1.39
GRAND AUTOMOTIVE SERVICE (REG) (REG S) 8.625% 08APR2022	1,086,000	899,513	0.86
GREENLAND GLB INVST (REGS) (REG) 5.875% 03JUL2024	700,000	679,309	0.65
GREENLAND GLB INVST SER EMTN (REG) (REG S) 9.125% 27MAY2020	3,000,000	3,041,103	2.90
GUANGHUI INVESTMENT GR (REG) (REGS) 7.875% 30MAR2020	1,650,000	1,533,596	1.46
JINGRUI HOLDINGS LTD (REG S) 7.75% 12APR2020	1,600,000	1,578,646	1.51
JINGRUI HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 9.45% 23APR2021	1,000,000	935,198	0.89
KAISA GROUP HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 7.875% 30JUN2021	1,500,000	1,503,570	1.43
KING TALENT MANAGEMENT L (REG) (REG S) VAR PERP 29DEC2049	2,000,000	1,773,996	1.69
KWG PROPERTY HOLDING LTD (REG) (REG S) 5.2% 21SEP2022	250,000	246,263	0.23
KWG PROPERTY HOLDING LTD (REG) (REG S) 6% 11JAN2022	1,750,000	1,762,784	1.68
LAI FUNG BONDS 2018 LTD (REG) (REGS) 5.65% 18JAN2023	2,000,000	1,942,340	1.85
LOGAN PROPERTY HOLDINGS (REG) (REG S) 5.25% 23FEB2023	2,080,000	2,079,580	1.98
LONGFOR PROPERTIES 3.875% 13JUL2022	250,000	255,434	0.24
MELCO RESORTS FINANCE 4.875% 06JUN2025	1,150,000	1,183,749	1.13
MGM CHINA HOLDINGS LTD SER REGS (REG) (REG S) 5.875% 15MAY2026	2,000,000	2,123,748	2.02
NEW METRO GLOBAL LTD (REG) (REG S) 7.5% 16DEC2021	600,000	601,265	0.57
NWD FINANCE (BVI) (REG S) (REG) 5.75% PERP 29DEC2049	1,850,000	1,850,585	1.76
PHOENIX LEAD LTD 4.85% PERP 29DEC2049	2,200,000	2,225,531	2.12
POWERLONG REAL ESTATE (REG) (REGS) 4.875% 15SEP2021	1,700,000	1,677,161	1.60
POWERLONG REAL ESTATE 6.95% 17APR2021	825,000	836,004	0.80
PRIME BLOOM HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 6.95% 05JUL2022	2,050,000	1,014,268	0.97
REDCO PROPERTIES GROUP (REG) (REG S) 11% 29AUG2020	450,000	451,120	0.43
REDCO PROPERTIES GROUP (REG) (REG S) 13.5% 21JAN2020	325,000	325,999	0.31
RKI OVERSEAS FIN 2016 B (REG) (REG S) 4.7% 06SEP2021	500,000	498,985	0.48
RKI OVERSEAS FIN 2017 A (REG) (REG S) 7% PERP 23DEC2065	1,450,000	1,258,087	1.20
RKPF OVERSEAS 2019 A LTD (REG) (REG S) 7.875% 01FEB2023	425,000	455,267	0.43
RONSHINE CHINA (REG) (REG S) 8.95% 22JAN2023	2,250,000	2,352,877	2.24
SANDS CHINA LTD SER WI (REG) 5.4% 08AUG2028	2,000,000	2,260,055	2.15
SHIMAO PROPERTY HLDGS (REG) (REG S) 4.75% 03JUL2022	1,500,000	1,535,060	1.46
銘柄	保有額面	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
SHIMAO PROPERTY HLDGS (REG) (REG S) 5.6% 15JUL2026	500,000	523,538	0.50
SHUI ON DEVELOP HLDG VAR PERP 20DEC2065	400,000	400,058	0.38
SHUI ON DEVELOPMENT HLDG 5.7% 06FEB2021	700,000	710,537	0.68
SINO OCEAN LD TRSFIN III (REG) (REG S) VAR PERP 29DEC2049	1,275,000	1,120,893	1.07
STUDIO CITY CO LTD SER (REGS) (REG) (REG S) 7.25% 30NOV2021	200,000	204,950	0.20
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 7.95% 11OCT2023	1,650,000	1,741,620	1.66
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 8.35% 19APR2023	1,000,000	1,065,530	1.02
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 8.375% 15JAN2021	675,000	696,238	0.66

有価証券報告書（内国投資信託受益証券）

SUNAC CHINA HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 8.625% 27JUL2020	875,000	893,358	0.85
TIMES CHINA HLDG LTD (REG) (REG S) 7.85% 04JUN2021	1,450,000	1,484,654	1.42
TIMES CHINA HLDG LTD 6.25% 17JAN2021	420,000	424,891	0.41
TIMES CHINA HLDG LTD 6.25% 23JAN2020	1,000,000	999,096	0.95
TSINGHUA UNIC LTD (REG) (REG S) 5.375% 31JAN2023	1,100,000	867,040	0.83
WANDA PROPERTIES OVERSEA (REG) (REG S) 6.95% 05DEC2022	800,000	799,186	0.76
WYNN MACAU LTD SER REGS (REG) 4.875% 01OCT2024	2,000,000	2,049,170	1.95
YANCOAL INTL RES DEV (REG S) VAR PERP 29DEC2049	1,600,000	1,606,019	1.53
YANKUANG GROUP CAYMAN (REGS) 4.75% 30NOV2020	500,000	503,488	0.48
YANLORD LAND HK CO LTD (REG) (REG S) 6.75% 23APR2023	800,000	819,778	0.78
YANLORD LAND HK CO LTD 5.875% 23JAN2022	1,350,000	1,364,558	1.30
YINGDE GASES INVSTMT LTD SER REGS (REG S) 6.25% 19JAN2023	800,000	828,730	0.79
YUZHOU PROPERTIES CO LTD (REG) (REG S) 8.3% 27MAY2025	1,675,000	1,727,213	1.65
YUZHOU PROPERTIES CO LTD (REG) (REG S) 8.375% 30OCT2024	675,000	703,824	0.67
YUZHOU PROPERTIES CO LTD (REG) (REG S) 8.5% 04FEB2023	250,000	265,293	0.25
YUZHOU PROPERTIES CO LTD (REG) (REG-S)6% 25OCT2023	650,000	635,829	0.61
ZOOMLION HK SPV CO LTD SER REGS 6.125% 20DEC2022	1,600,000	1,648,659	1.57
		100,235,014	95.56
先物為替取引		5,006	0.00
損益による公正価値の金融資産合計		100,240,020	95.56
損益による公正価値の金融負債			
先物為替取引		(57)	0.00
損益による公正価値の金融負債合計		(57)	0.00
投資合計		100,239,963	95.56
投資合計（原価）		102,333,257	

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 5月31日現在です。

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	3,481,842円
負債総額	548円
純資産総額（ - ）	3,481,294円
発行済口数	3,536,708口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9843円

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

資産総額	4,158,255円
負債総額	664円
純資産総額（ - ）	4,157,591円
発行済口数	4,189,676口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9923円

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	9,848,974円
負債総額	1,595円
純資産総額（ - ）	9,847,379円
発行済口数	9,370,101口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0509円

【U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

資産総額	7,835,337円
負債総額	1,259円

純資産総額（ - ）	7,834,078円
発行済口数	7,317,845口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0705円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年5月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（2）委託会社等の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

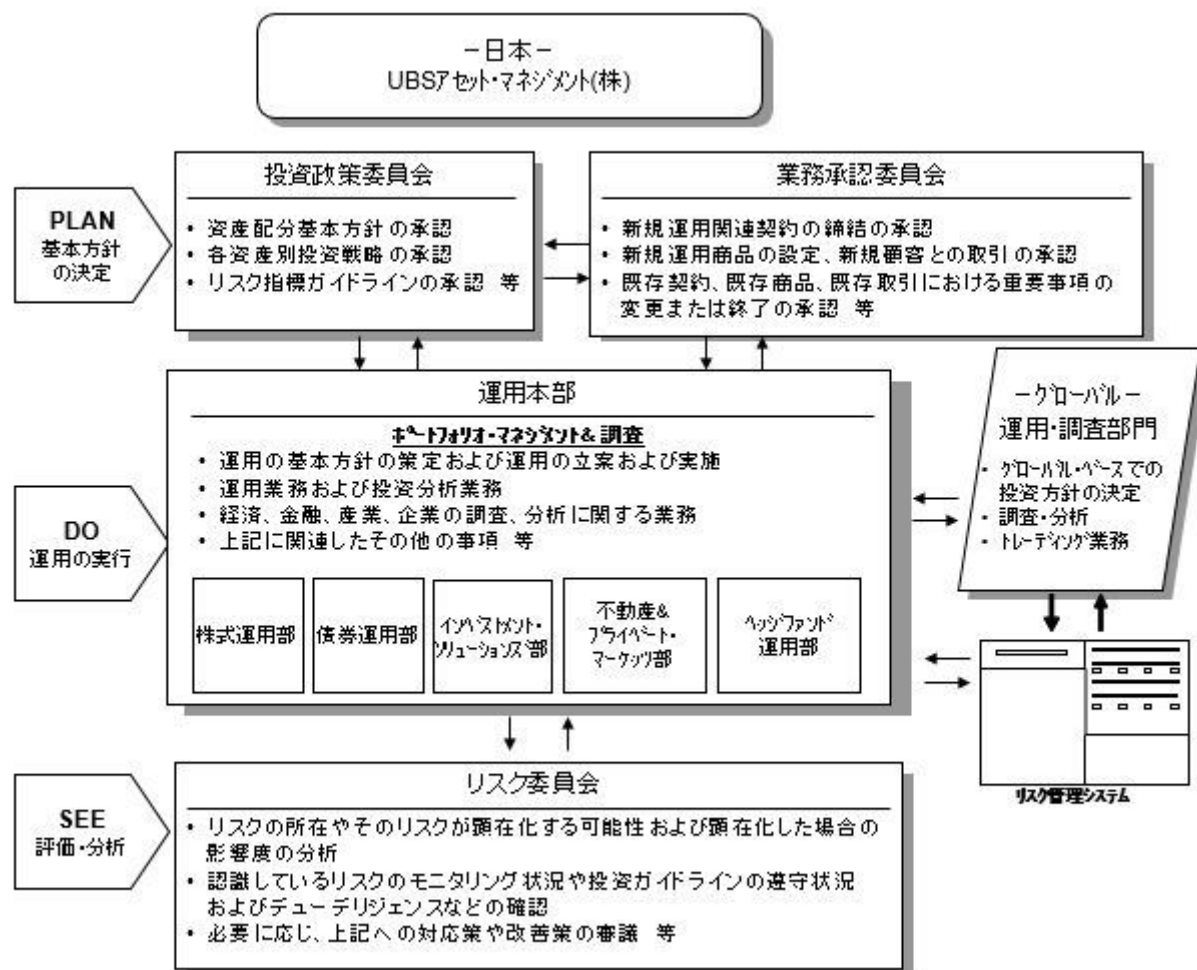
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2021年5月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年5月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	39	90,830
追加型株式投資信託	84	761,058
合計	123	851,888

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		4,001,040		5,013,218
未収入金	*1		58,843		68,692
未収委託者報酬			947,872		877,681
未収運用受託報酬	*1		2,088,489		849,138
その他未収収益	*1		386,023		411,506
前払費用			13,878		11,222
その他			78		3,540
流動資産計			7,496,227		7,235,000
固定資産					
投資その他の資産			396,109		422,468
前払年金費用		21,809		8,568	
繰延税金資産		354,300		393,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			396,109		422,468
資産合計			7,892,336		7,657,468

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			55,862		63,015
未払費用	*1		1,643,137		1,057,992
未払消費税			161,344		338,010
未払法人税等			566,957		655,874
賞与引当金			574,455		670,554
その他			6,728		12,818
流動負債計			3,008,486		2,798,264
固定負債					
退職給付引当金			-		1,153
固定負債計			-		1,153
負債合計			3,008,486		2,799,418
(純資産の部)					
株主資本			4,883,850		4,858,050
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,683,850		2,658,050
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,133,850		2,108,050	
繰越利益剰余金		2,133,850		2,108,050	
純資産合計			4,883,850		4,858,050
負債・純資産合計			7,892,336		7,657,468

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日）		当事業年度 （自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額 （千円）	内訳	金額 （千円）
営業収益					
委託者報酬			6,950,925		5,793,207
運用受託報酬	*1*2		4,401,672		5,959,214
その他営業収益	*1*3		1,538,358		1,283,202
営業収益計			12,890,956		13,035,624
営業費用					
支払手数料			3,353,869		2,730,772
広告宣伝費			73,360		72,804
調査費			2,440,978		3,095,710
調査費		127,451		99,317	
委託調査費	*1	2,313,527		2,996,392	
委託計算費			253,487		246,986
営業雑経費			86,118		87,767
通信費		3,358		2,139	
印刷費		52,134		42,399	
協会費		18,460		17,494	
その他	*1	12,165		25,734	
営業費用計			6,207,815		6,234,041
一般管理費					
給料			2,256,160		2,407,963
役員報酬		213,584		247,753	
給料・手当	*1	1,576,177		1,592,585	
賞与		466,397		567,624	
交際費			23,495		8,184
旅費交通費			73,238		14,240
租税公課			78,730		84,915
不動産賃借料			227,290		268,420
退職給付費用			92,509		172,633
事務委託費	*1		755,298		696,759
諸経費			77,367		62,523
一般管理費計			3,584,090		3,715,641
営業利益			3,099,050		3,085,941
営業外収益					
受取利息		10		7	
為替差益		14,805		3,796	
雑収入		55		1,349	
営業外収益計			14,870		5,153
営業外費用					
支払利息	*1	-		134	
雑損失		761		2,173	
営業外費用計			761		2,308
経常利益			3,113,159		3,088,786
税引前当期純利益			3,113,159		3,088,786
法人税、住民税及び事業税			927,009		1,022,267

法人税等調整額			54,500		39,600
当期純利益			2,131,650		2,106,119

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,777,000	1,777,000	1,777,000			1,777,000
当期純利益			2,131,650	2,131,650	2,131,650			2,131,650
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			354,650	354,650	354,650	0	0	354,650
当期末残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850
当期中の変動額								
剰余金の配当			2,131,920	2,131,920	2,131,920			2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119			2,106,119
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						-	-	-
当期中の変動額合計			25,800	25,800	25,800			25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	-	-	4,858,050

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
584千円	150千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

2. 見積

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度まで一般管理費の「事務委託費」に区分していましたが「委託費用」及び「システム使用料」は、明瞭性を高める観点から、当事業年度より営業費用の「委託調査費」及び「委託計算費」に区分を組替表示しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「事務委託費」に区分していましたが「委託費用」及び「システム使用料」2,567,015千円は、「委託調査費」2,313,527千円、「委託計算費」253,487千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
現金・預金	2,726,019	4,271,387
未収入金	7,278	7,034
未収運用受託報酬	8	7
その他未収収益	-	-
未払費用	44,476	41,133

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
運用受託報酬	50	46
その他営業収益	55,224	-
支払利息	-	134
委託調査費	16,686	-
営業雑経費その他	1,300	81
人件費	2,798	293
事務委託費	338,654	467,508

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
投資助言報酬	56,552	40,895

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 臨時株主総会	普通株式	1,777,000	82,268	2019年3月31日	2019年6月12日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

第25期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,131,920	98,700	2019年12月31日	第25期定時 株主総会の翌日
----------------	------	-----------	-----------	--------	-------------	-------------------

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,001,040	4,001,040	-
未収入金	58,843	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	386,023	-
資産計	7,482,270	7,482,270	-
未払費用	1,643,137	1,643,137	-
未払法人税等	566,957	566,957	-
負債計	2,210,095	2,210,095	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	-
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	-
負債計	1,713,866	1,713,866	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,001,040	-
未収入金	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	-
合計	7,482,270	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	-
合計	7,220,237	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,085,756
勤務費用	118,681
利息費用	4,185
数理計算上の差異の当期発生額	180,891
退職給付の支払額	61,745
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	965,986

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,040,003
-----------	-----------

期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の当期発生額	122,932
事業主からの拠出額	127,327
退職給付の支払額	61,745
年金資産の期末残高	987,795

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	965,986
年金資産	987,795
小計	21,809
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809
退職給付引当金	-
前払年金費用	21,809
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	118,681
利息費用	4,185
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の費用処理額	51,788
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	65,934

(注)上記の他、特別退職金5,000千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	20%
その他	39%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,944千円でありました。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、

年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	965,986
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
数理計算上の差異の当期発生額	31,316
退職給付の支払額	30,530
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,014,693

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	1,022,108
小計	7,414
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	108,238
利息費用	2,316
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の費用処理額	41,861
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	147,082

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を

構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	2,800	9,000
減価償却超過額	38,400	50,200
未払事業税	31,000	39,200
株式報酬費用	60,900	42,400
退職給付引当金	14,200	10,500
賞与引当金	175,900	204,800
その他	31,100	37,800
繰延税金資産小計	354,300	393,900
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	354,300	393,900

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%	0.80%
過年度法人税等	0.03%	0.07%
その他	0.15%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.50%	31.46%

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

日本	米国	その他	合計
----	----	-----	----

4,323,477千円	843,709千円	772,844千円	5,940,031千円
-------------	-----------	-----------	-------------

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

日本	米国	その他	合計
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,538,408千円	投資運用

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,283,248千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに關す る事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 委託調査費 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	9,130,575 7,843,696 50 55,224 16,686 338,654 1,300 2,798	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	2,726,019 7,278 8 44,476

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

す。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	147,870 54,434 28,172	その他未収収益 未収入金 未払費用	67,582 2,959 18,384
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	344,923 227,492 82,919 473	未収入金 未払費用	25,907 214,714
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費	115,939 130,323	その他未収収益 未払費用	17,258 32,381
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	176,278 71,117 9,508	その他未収収益 未収入金 未払費用	51,885 1,685 11,636
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	174,404 1,778,702 28,208	その他未収収益 未収入金 未払費用	42,368 2,311 750,133
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	96,267 224,239 41,075	その他未収収益 未収入金 未払費用	15,991 3,362 51,795
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	681,049	その他未収収益	154,055
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	2億5百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取）	132,078	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（１）親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは 非上場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 金調達、 資産運用 業務及び それに関 する事務 委託等、 人件費	金銭の預入れ		現金・預金	4,271,387
							増加	14,551,740		
							減少	13,006,486		
							資金の借入	1,000,000		
							資金の返済	1,000,000		
							支払利息	134	未収入金	7,034
							運用受託報酬	46	未収運用受託報酬	7
							事務委託費	467,508	未払費用	41,133
							不動産関係費(受取)	81		
							人件費	293		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	104,027 70,738 42,083	その他未収収益 未収入金 未払費用	61,748 4,039 28,610
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	303,301 265,990 100,772	未収入金 未払費用	30,098 263,404
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オースト ラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費	101,410 110,299	その他未収収益 未払費用	57,409 23,507
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	176,551 78,411 3,792	その他未収収益 未収入金 未払費用	62,691 1,764 16,119

会社の子会社等	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	80,544 2,481,175 32,887	その他未収収益 未収入金 未払費用	14,518 3,155 158,197
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	70,137 200,658 47,835	その他未収収益 未収入金 未払費用	23,469 4,590 51,150
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	500,251	その他未収収益	118,917
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費 (受取)	169,696 27	未収入金	725
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	218,534	その他未収収益	64,762

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	226,104円21銭	224,909円72銭
1株当たり当期純利益金額	98,687円51銭	97,505円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
当期純利益（千円）	2,131,650	2,106,119
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,131,650	2,106,119
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額 : 51,000百万円（2021年3月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容

株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	
UBS Sumi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	5,165百万円 (2021年8月10日現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社により買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年12月 8日	臨時報告書
2021年 2月25日	有価証券届出書
2021年 2月25日	有価証券報告書
2021年 3月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）の2020年11月26日から2021年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）の2021年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）の2020年11月26日から2021年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）の2021年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）の2020年11月26日から2021年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）の2021年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）の2020年11月26日から2021年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）の2021年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。